

水産加工業支援事業実施要領

元 水 漁 第 269 号
令和元年7月11日
水産庁長官通知
改 正 2 水 漁 第 1650 号
令和3年3月26日
3 水 漁 第 1979 号
令和4年4月1日

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく水産加工業支援事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容

交付等要綱第10の2の（2）のイに定める水産加工業支援事業の内容は次に掲げるとおりとする。

1 原料転換等に伴う経費支援事業

（1）製造ライン改修・機器等整備支援

原料転換や省人化等のために必要となる製造ラインの改修及び加工機器等の整備に係る経費の支援を行うものとする。

（2）マーケティング支援

原料転換のために必要となるマーケティング経費の支援を行うものとする。

（3）新商品開発支援

原料転換により必要となる新商品開発経費の支援を行うものとする。

2 加工原料確保に伴う経費支援事業

（1）輸送費等支援

第二種特定漁業で漁獲していた加工原料について、輸入その他の方法で引き続き加工原料として調達する場合にお

ける、輸入港その他の国内遠隔地からの輸送費、輸送する際に使用する氷の購入費その他の掛かり増し経費の支援を行うものとする。

(2) 原料原産地表示の変更に伴う経費支援

従前の国産加工原料からの転換により必要となる原料原産地表示の変更に伴うパッケージ変更に係る経費の支援を行うものとする。

3 審査・調査等事業

1 及び 2 の事業の取組内容について、審査、調査及びそれに伴う事務に係る経費の支援を行うものとする。

第 2 支援対象者

第 1 の 1 及び 2 の支援の対象となる水産加工業者（以下「支援対象者」という。）は、交付等要綱第 8 の 1 により策定した第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針（以下「第二種基本方針」という。）に定める水産加工業者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 第二種特定漁業の再編に伴い影響を受ける地域の水産加工業者（水産加工業を営む漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会を含む。）であること。
- 2 過去 3 年間のうちに少なくとも 2 年間、第二種特定漁業において漁獲された国産水産物を原料として使用していた実績があり、そのことを客観的に証明できること。
- 3 第二種特定漁業の再編に伴い、従前の国産水産物の調達が困難になるか、又は価格が高騰することにより、水産加工業経営への相当の影響が見込まれること。

第 3 取組の要件

第 1 の 1 及び 2 の支援の対象となる取組は、第二種基本方針に定める要件に該当し、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 第二種特定漁業の再編に伴い、加工原料を第二種特定漁業で漁獲した国産水産物からその他の水産物に転換するために必要となる取組であること、又は、加工原料はこれまでどおり第二種特定漁業で漁獲した国産水産物を主に使用するものの、省人化や輸出促進等の競争力強化を目的とす

る取組であること。なお、後者の場合は第1の1の(1)のみを支援対象とする。

- 2 取組計画の実施により、水産加工業経営への影響緩和が相当程度見込まれること。

第4 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成

- 1 交付等要綱第9の1の認定の申請は、別記様式第1号により行うものとする。
- 2 交付等要綱第9の1の第二種実施計画は、別記様式第2号により作成するものとする。
- 3 第二種実施計画には、水産加工業支援事業の審査をするための水産加工業支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置について記載するものとする。

第5 審査委員会

- 1 審査委員会は、水産加工、流通、商品開発、販路開拓、経営指導等の専門家及び第二種特定漁業の再編に係る都道府県の担当者により構成されるものとする。
- 2 審査委員会は、水産加工業支援事業の取組内容について審査を行うほか、必要に応じて第二種特定漁業の再編に伴う水産加工業者への影響等に関する調査、原料転換等の取組の実施状況についての調査等を行うものとする。

第6 認定計画実施者への交付金の交付

- 1 交付等要綱第9の1により農林水産大臣の認定を受けた第二種実施計画（以下「第二種認定実施計画」という。）に基づいて水産加工業支援事業を実施しようとする関係漁業協同組合等（以下「認定計画実施者」という。）は、交付等要綱第1に定める一般社団法人大日本水産会の会長（以下「大日本水産会会長」という。）に対し、大日本水産会会長の定める様式により第1の3の事業に係る交付金の交付申請を行うものとし、大日本水産会会長は対象となる経費を精査の上、認定計画実施者に交付金の交付決定の通知を行うものとする。
- 2 交付金の交付については、次のとおりとする。
 - (1) 第7により事業を実施した認定計画実施者は、事業終了後遅滞なく、大日本水産会会長の定める様式により水産

加工業支援事業実施報告書（以下「実施報告書」という。）を作成し、大日本水産会会長に提出するとともに、大日本水産会会長の定める様式により大日本水産会会長に精算払請求を行うものとする。

（２）大日本水産会会長は、実施報告書の内容を審査し、本事業の取組に要したと認められる経費について、精査の上、交付金の額を確定し、認定計画実施者に対し交付金を交付するものとする。

第 7 事業の実施

- 1 第 6 の 1 の交付決定の通知を受けた認定計画実施者は、すみやかに支援対象者を公募により募集しなければならない。
- 2 認定計画実施者は第 5 の審査委員会を設置し、審査委員会は、支援対象者から認定計画実施者に提出された取組計画書の審査を行い、審査結果を認定計画実施者に報告するものとする。
- 3 認定計画実施者は、審査委員会の審査結果を踏まえ、支援候補者を選定するものとする。
- 4 認定計画実施者は、前号の支援候補者を選定する場合は、別記様式第 3 号によりあらかじめ水産庁長官の承認を得なければならない。
- 5 前号により承認を受けた支援候補者は、認定計画実施者を経由し、大日本水産会会長に対し、大日本水産会会長の定める様式により交付申請を行うものとし、大日本水産会会長は対象となる経費を精査の上、交付金の交付決定の通知を行うものとする。
- 6 交付金の交付については、次のとおりとする。
 - （１）前号により大日本水産会会長から交付金の交付決定の通知を受けた者（以下「取組実施者」という。）は、事業終了後遅滞なく、大日本水産会会長の定める様式により実施報告書を作成し、認定計画実施者を経由し大日本水産会会長に提出するとともに、大日本水産会会長の定める様式により大日本水産会会長に精算払請求を行うものとする。
 - （２）大日本水産会会長は、実施報告書の内容を審査し、本事業の取組に要したと認められる経費について、精査の上、交付金の額を確定し、取組実施者に対し交付金を交付する

ものとする。

第 8 交付対象経費及び国費による交付率

大日本水産会会長は、以下の経費のうち、水産加工業支援事業の実施に必要と認められる経費を交付対象経費とし、国費による交付については、第 1 の 3 の事業は定額により、第 1 の 3 の事業以外の事業は、交付対象経費の 2 分の 1 を上限として交付金を交付するものとする。

1 原料転換等に伴う経費支援事業

(1) 製造ライン改修・機器等整備支援

水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、検査機器、鮮度保持容器、出荷用機器、自動選別機等の改修及び購入経費等。

(2) マーケティング支援

市場調査、商談、商談会等出展に係る旅費、マーケティングに係る資材作成経費等。

(3) 新商品開発支援

新商品開発に係るサンプル作成用原材料費、原料転換等に係る成分分析費等。

2 加工原料確保に伴う経費支援事業

(1) 輸送費等支援

輸送費、氷購入費、委託加工費等。ただし、第二種特定漁業において漁獲された加工原料について、取組実施者が過去 3 年間で使用量が最大であった年の使用量に相当する量を確保するために必要な経費を上限とする。

(2) 原料原産地表示の変更に伴う経費支援

パッケージの変更に係るデザイン料等の必要経費。

3 審査・調査等事業

審査委員会の開催に伴う委員等謝金、委員等旅費、資料等印刷費、通信運搬費、現地調査旅費、消耗品費等。

第 9 事業実施期間

第 7 の 2 で提出される取組計画書の実施期間は、最長 1 年間とする。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 1650 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 水漁第 1979 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1号（第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
名称及び代表者氏名

第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画認定申請書
（水産加工業支援事業）

国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和4年4月1日
付け3水漁第1610号農林水産事務次官依命通知）第9の1の規定に
基づき、別添の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画につい
て認定を受けたいので申請します。

（別記様式第2号の第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画を
添付すること。）

整理番号	
種類	水産加工業
設定年度	

第二種特定漁業の再編整備に関する
実施計画
(水産加工業支援事業)

(作成日) 年 月 日

(団体名)

(注) 整理番号、認定年度は、記入しないこと。

1 計画作成団体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 役員の名及び現職

(3) 事業の主な内容（組合規約、定款等を添付すること。）

2 全体実施計画

(1) 目的

(2) 実施予定期間（ 年 月～ 年 月）

(3) 目標（本事業の取組を実施する水産加工業者数等）

(4) 事業内容（水産加工業者向けの公募方法についても記載）

(5) 水産加工業支援事業審査委員会の設置

水産庁長官 殿

代表者氏名

水産加工業支援費交付金交付候補者の選定について

水産加工業支援事業について、水産加工業支援事業審査委員会の審査結果を踏まえ、下記の者を交付金交付候補者として選定することとしたので、水産加工業支援事業実施要領（令和元年7月11日付け元水漁第269号水産庁長官通知）第7の4の規定に基づき、承認を申請する。

記

1. 交付金交付候補者の概要

交付金交付候補者	取組の概要	交付金交付予定額
		千円
		千円
計		合計 千円

2. 添付書類

（注）水産加工業支援事業審査委員会の審査結果報告書、水産加工業者から提出された取組計画書の写しを添付すること。